

## 理事及び監事の報酬等の額について

役員及び評議員の報酬等に関する規程に基づき、理事、監事の一人当たりの報酬の上限額及び総額について、次のとおり定める。

### (報酬等の額)

#### 1 理事

- (1) 非常勤の理事は、無報酬とする。
- (2) 常勤で職員としての立場を有する理事は、無報酬とする。
- (3) 常勤の理事の報酬は、月額120,000円とする。

#### 2 評議員は、無報酬とする。

#### 3 監事報酬は、日額9,000円とする。

#### 4 監事報酬の1年間の総額は、90,000円を上限とする。